

令和 5年 1月 4日

下諏訪町長 宮 坂 徹 様

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議 委員一同

## 報 告 書

下諏訪総合文化センターのあり方につきまして、令和4年4月 28 日に開催した第1回会議以降、今後どのような運営をしていけばよいのか、またその運営のために必要な改修は何かについて、検討を行ってまいりました。

全13回にわたり行いました検討の結果を、以下のとおり取りまとめましたので、ご報告するとともに、今後の文化行政の推進に反映していただきますようお願い申し上げます。

### 第1．下諏訪総合文化センターの存廃について

下諏訪総合文化センターは、平成元年の供用開始以来、文化芸術団体の活動と発表の場として利用され、また文化芸術を鑑賞する機会を提供してきました。

しかしながら利用者は年々減少し、近年は施設の老朽化への対応から自主事業の回数も限られ、施設の存在意義すら問われる状況となっています。

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議では、第1回目の会議において、施設の要否について、それぞれの立場から意見を述べ、5月 20 日に開催した第2回目の会議において、改めて存廃について協議をし、全員一致で「施設は存続させるべき」であることを確認いたしました。

#### 1. 委員の意見

委員から出された主な意見は以下のとおりです。

なお、その他の意見については、公表されている会議録をご参照ください。

- ・ 下諏訪総合文化センターの完成当時、本格的な音楽ホールを備えていることは画期的であった。30年以上も使われ続けてきたと改めて感じた。響きのよいホールをできるだけ維持してもらいたい。
- ・ ずっと昔から利用してきた。これから先も使っていきたい施設である。
- ・ ホールは、文化芸術活動をしている人だけのものではなく、初めて文化芸術に接する大事な場でもある。
- ・ 総合文化センターはあって当たり前の施設であり、仮になくなってしまったら恥ずかしくて下諏訪には住んでいられない。
- ・ 規模的にちょうどよく、使い勝手の良いホールである。
- ・ 子どもたちに聞くと、総合文化センターはあすなろ公園から近く、とても来やすいとのことであった。特に公園で遊んでいるときに雨が降ってきてても雨宿りができる、とのことであった。
- ・ 子どもたちが大勢集まるときに大変有意義な施設であることからも、存続をお願いしたい。
- ・ 部活動の地域移行も視野に、子どもたちが安全に集まりやすい場であってほしい。
- ・ 駅から近いため、他市町村の小中学生も発表の場として集いやすい。立地条件がよいのでさらに使いやすくなればよい。
- ・ コロナ禍の中、唯一利用できたのは下諏訪総合文化センターであり、その存在は非常にありがたかった。存続は当然していただきたい。

## 第2. これからの運営について

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議では、施設存続を確認後、これからどのような運営が必要なのかについて検討を始め、第6回目の会議において、地域住民を中心とする利用者にとって、またこれからの文化芸術を担う子どもたちにとって、よりよい施設とするため、これからの運営の基礎となる「下諏訪総合文化センターの運営方針」を取りまとめました。

地域の文化芸術の拠点として、さらなる文化振興と利用率向上を図っていただくため、本方針による運営を提案します。

なお、本方針を通じた一貫性、連続性のある運営に資する審議会的組織の設置要望を附記します。

### ○ 「下諏訪総合文化センターの運営方針」

(R4.9.1 第6回会議において取りまとめ)

#### 1. 理念 ~将来に向かって目指す姿~

##### ▼ 地域の希望である子どもたちに対して

下諏訪総合文化センターは、音楽を中心とする生の舞台実演に気軽にふれ、心を耕し、生活の中に文化芸術が溶け込むきっかけの場とすることを通じて、抱いた夢を次世代へとつなげる懸け橋を目指す。

##### ▼ 機能性

下諏訪総合文化センターは、地域の誰もが文化芸術の技を磨き、成果を披露することを通じて、ステップアップできる創造のステージを目指す。

下諏訪総合文化センターは、演ずる人も観る人も、文化芸術の下に集い、語り、お互いを深め合う交流拠点を目指す。

下諏訪総合文化センターは、時代に即した使い勝手の良い環境を追求し続けることを通じて、根付いた多くの団体に支えられる施設を目指す。

##### ▼ 居住性

下諏訪総合文化センターは、誰もが気軽に立ち寄る憩いの場となることを通じて、文化芸術の雰囲気を感受できる施設を目指す。

##### ▼ 緊急性

下諏訪総合文化センターは、文化芸術活動に取り組む地域住民の心の拠り所となることを通じて、災害時にも頼られ、身を守る安全拠点を目指す。

##### ▼ 施設に対して

下諏訪総合文化センターを欠かさぬ手入れにより、これからもずっと長く使い続けることを通じて、町民憲章の「かおり高い文化を創造するまち」を象徴する文化的遺産となることをを目指す。

#### 2. 方策 ~理念に向かいしていく具体的な目標~

##### (1) 質の高い事業の実施に関する事項

① 「公演」の企画、開催に当たっては、「ホール舞台上における実演」に親しむことができる鑑賞機会を提供し続けていく。

そのために、

ア 多くの地域住民に关心を持っていただくため、公演に関する情報発信、展示や講座等の付帯事業等を付加するよう努める。

イ 特に子どもたちに対しては、次への関心につながるものとするため、体験や共演などの参加交流型事業を付加するよう努める。

② 公演者（発表者）の「利用」に当たっては、技能と活動が向上する場を提供し続けていく。

そのために、

ア 活動団体（者）の多様なニーズに対応し、活動を支えるため、オンラインシステムの活用を含めた利便性と快適性の向上に努める。

イ イベントに関する情報や舞台ノウハウなど活動面に対しても気軽に話しができるよう、日頃から団体等との良好な関係の維持向上に努めるとともに、団体の活性化と継続を支援するよう努める。

③ 地域社会の「絆」の維持及び強化を図るとともに、「共生社会」の実現に資するための事業を行うに当たっては、誰もが生涯にわたって文化芸術に触れ、親しみ、五感を使って学び続けられる環境づくりをしていく。

そのために、

ア あらゆる方が文化芸術を味わえ、理解でき、感動と喜びを共有することで心に残る機会が創出できるよう努める。

イ 利用者に「使いやすい」と思っていただけるよう、日常的な環境改善に努める。

ウ 改修時にはユニバーサルデザインを積極的に取り入れるよう努める。

## (2) 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

事業実施に必要な「人材」の養成を行うに当たっては、「文化芸術を育む専門職員」としての専門性を確保、維持し、きめ細やかなサービスを提供してく職場風土を形成していく。

そのために、

ア 知識と技能の向上に常に努めるとともに、技術を有する職員の育成、維持に努める。

イ 文化ホールや舞台技術者により構成される団体等が主催する研修会や講習会等に積極的に参加することで、技術等の習得に努める。

ウ 日ごろから利用者に満足いただける利用を提供できる対応に努めるとともに、訪れたくなる雰囲気づくりに努める。

## (3) 普及啓発の実施に関する事項

「普及啓発」を行うに当たっては、「文化芸術を観る目、育てる目」が拡がる取組みを行っていく。

そのために、

ア 文化芸術に関心を持ってもらうため、日常的にふれることができるコーナー的機会を設けるよう努める。

イ 特に子どもたちに対しては、地域の文化芸術団体や経験・技能をお持ちの方を講師とする講座や体験会等の事業を開催することで、文化芸術にふれるきっかけを積極的に創出するよう努める。

ウ ソーシャルメディアを積極的に活用してイベントや発表会など、総合文化センターにおける活動の情報を幅広く周知するよう努める。

## (4) 関係機関との連携・協力に関する事項

他の劇場、音楽堂その他関係機関等と「連携した取組」を行うに当たっては、文化の交流と技術の向上が図れるよう、効果的に、また積極的に行っていく。

そのために、

ア 文化ホールや舞台技術者により構成される団体等が主催する研修会や講習会等に積極的に参加するよう努める。

イ 各種団体等との良好な関係の構築と、業界の動向や先端技術の把握に務める。

## (5) 国際交流に関する事項

国際的な交流を行うに当たっては、異文化を知り、多様性を認め合い、新たな視点から地域を捉えられるよう配慮していく

そのために、

- ア 文化芸術作品の作曲者（著作者）や背景、歴史的事項等も合わせて紹介し、知ることができるように努める。

#### (6) 調査研究に関する事項

「調査研究」、「資料収集」及び「情報提供」を行うに当たっては、利用者からも、鑑賞者からも満足いただけるよう、時代に合った利便性を追求し、また最新の舞台技術の情報を取り込んでいく。

そのために、

- ア 文化芸術に関わる諏訪地域の出身者又はゆかりの方を掘り出し、公演や発表などの事業を通じて知りていただけるよう努める。

- イ 実施事業や施設利用のニーズを把握するため、アンケート調査を定期的に実施し、結果の検討を踏まえ、次年度以降の運営に反映させていくよう努める。

#### (7) 経営の安定化に関する事項

安定した利用環境と利用率、また効率的な施設運営により、施設の存在価値を向上させていく。

そのために、

- ア 利用者に「また利用したい」と思っていただくため、日ごろから利用者とのコミュニケーションを大事にし、相談等しやすい雰囲気づくりに努める。

- イ 利用者から信頼される施設とするため、本運営方針に基づく変わらない運営により、安定した使命を果たすよう努める。

- ウ 利用者の多様なニーズに対応できるよう、施設の適切な維持と計画的な更新に努める。

#### (8) 安全管理等に関する事項

誰もが安全に、また安心して過ごすことができる施設とするため、計画的、定期的な更新を行っていく。

そのために、

- ア 保守点検結果を職員間で共有するとともに、利用者の安全にかかわる指摘事項に対しては早期に改善するよう努める。

- イ 施設の改修と設備の更新を、耐用年数や交換時期を踏まえ、財源を確保し及び町財政に配慮しつつ、長期的視点に立った計画に基づき適切に実施するよう努める。

- ウ 総合文化センターに居る全ての方の安全を確保するための安全計画や対応マニュアルの実用的な充実に努める。

#### 附記

審議会的組織（「下諏訪総合文化センター企画運営審議会（仮称）」）の設置を要望します。

市町村直営の施設では、どうしても職員の異動があるため、それに伴う利用方法のズレや事業企画力の温度差が課題であるといわれます。

「下諏訪総合文化センターの運営方針」に則り、多くの方との「縁」により、一貫性、連続性のある運営を実行していくためには、また同方針を「絵に描いた餅」としないためには、審議会的組織の設置が必要であると考えます。

## 1. 検討の進め方

現況とこれまでの活動状況や建設当時の想いなどを踏まえ、総合文化センターの将来像とこれからの総合文化センターに求める役割について、それぞれの立場から積極的に思いを語り合い、将来に向かって目指す姿及び理念に向かいしていく具体的な目標を作っていく、「理念」及び「方策」としてまとめていく進め方で行いました。

## 2. 委員の意見

委員から出された主な意見は以下のとおりです。

なお、その他の意見については、公表されている会議録をご参考ください。

### ▼ 子どもたち（未就学児、小中学生、青少年）に対して（体感、環境、機会、きっかけ、支援、育成、拠点）

- ・ 未就学児向けの音楽教室もあることから、小中学生だけでなく、未就学児も対象にしたい。
- ・ よりよい環境と多くの観客の中で成果を発表することによる達成感を味わせてあげたい。
- ・ 活動が続けられ、この施設で育った方が、将来この施設で演奏してくれたらよいと思う。

### ▼ 機能性（発表、交流、根付き、環境、ふれる、きっかけ、活用、発信、事業、活動）

- ・ 総合文化センターは、諏訪圏域全体の施設として八ヶ岳自然文化園とともに整備された経過を踏まえ、また宿場町下ノ諏訪として歴史的に往来交流が盛んであったことからも、「町（町民）」という言葉を使うよりも、「地域（地域住民）」という言葉の方がふさわしい。
- ・ 諏訪地域の住民が“響きのあるホール”を通じて文化芸術のすばらしさにふれる場、きっかけとなる場、伝える場となればよい。
- ・ “生”で聴いてもらう機会を予算の都合で減らしてしまうのは、ホール運営としては本末転倒。
- ・ 諏訪地域の住民に施設をいかに使ってもらえるか、またいかに来てもらえるかが何より大事。
- ・ 職員だけでなく、多くの人が関わる中で多種多様な公演を継続して企画できればよい。
- ・ 事業のプロモーションを担当する専門職員がいる施設もある中で、異動のある町職員がゼロから勉強して事業を行っていくことは難しいと思う。
- ・ あらゆる方が集まり、多種多様なイベントをやることに計り知れない意義がある。
- ・ 施設に紐づいた活動を通じて人や世代のつながりが生まれ、発展的な活動になるのでは。

### ▼ 居住性（寄る、居る、集う）

- ・ 大人も子どもも気軽に訪れ、また用がなくても寄りやすい施設となればよい。
- ・ イベントをきっかけに集い、会話ができ、交流を深められる場となればよい。

### ▼ 繋急性（安心、安全、担保）

- ・ 安全に集まれ、安心して活動できる場となればよい。
- ・ 下諏訪町は防災意識日本一を掲げていることからも、災害に強く、施設を起点として汎用的に災害対応ができる場であってほしい。

### ▼ 施設に対して（持続性、特色、相応）

- ・ 長く使い続けてきたことは事実。建物は生き物なので、長く使い続けるには傷み、傷んだ箇所を直すことによって建物がさらに長生きをする。
- ・ 下諏訪でなければだめだという特色、価値、存在感を持つことが大事。
- ・ 施設規模に応じた適度な事業と事業規模に応じた適度な設備の視点が大事。
- ・ 古い建物を文化的な活動の場として、使いながら維持していくという視点が少しづつ広がっていく輪ができればよい。
- ・ 住民が自主的に楽しむことを支援し、育てる施設となればよい。

▼ 「運営方針」の策定に対して

- ・ 理念に基づき、いかに施設を活用していくか、ということが問題。
- ・ 実行されなければただの文章でしかない。
- ・ 総合文化センターは使ってこそ価値があると、明瞭にわかる方針ができたらよい。

3. 今後ご検討いただきたい事項

運営に対する一貫性、連続性の観点から、以下の事項の検討が必要であると考えます。

- ・ 指定管理者制度の導入（文化センターの運営と事業について、業務拡大を含めた業務受託業者との協議を含む）
- ・ I T ・ I C T 技術の導入
- ・ 照明器具、マニラロープなどの消耗品やバッテリーなどの更新時期があるものは、計画的、定期的に更新を実施
- ・ 「運営方針（4）関係機関との連携・協力に関する事項」に関し、諒訪地域等の近隣ホールとの事業共同開催並びに文化芸術に関わる方や活動に関わっていただける地域の方との連携及びバックアップ体制の模索
- ・ 「運営方針（5）国際交流に関する事項」に関し、公演において作品の歴史的背景等を含めた情報の提供（展示、印刷物配布等）
- ・ 「運営方針（6）調査研究に関する事項」に関し、諒訪地域の出身者又はゆかりの団体等との交流の模索

### 第3．今後の運営に必要な改修について

下諏訪総合文化センターは、建設から33年が経過し、その間、部分的な修繕及び更新を行ってきていますが、どの設備も根幹部分は供用開始当時のままで、経年による劣化が顕著となっています。

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議では、第3回目の会議における木曽文化公園文化ホールの視察及び第7回目の会議における日本耐震天井施工協同組合技術委員長の塩入徹様による研修を通じて、「運営方針」に基づいたこれからの中長期に必要な改修箇所の優先付け及び選別について検討し、第12回目の会議において、守ること、使うことに対し必要最小限としながらも、生まれ変わったホールで快適に鑑賞いただける改修とした「下諏訪総合文化センターの改修計画」を取りまとめました。なお、改修費用の検討及び財政状況の裏付けについては、町で行うものとしております。

利用者にとって安全に、運営者にとって安心して、施設を運営していくため、本計画による改修の実施を、町財政への配慮についての付帯事項と併せ、提案します。

#### ○「下諏訪総合文化センターの改修計画」

(R4.12.16 第12回会議において取りまとめ)

##### 1. 令和5年度から行う大規模改修で計画する項目

###### (1) 令和5年度に実施

時期	改修項目	工事概要等
R5年度	令和6年度改修に係る山下設計による「実施設計」積算額再積算業務 <sup>*1</sup>	・大ホール天井脱落防止対策工事 ・大ホール椅子改修工事 ・大ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事
	実施設計業務（※上記山下設計による「実施設計」対象外の箇所）	
		緊防債（一部公道債）

註\*1：一部設計変更を含む  
〔下記(2)及び2において同じ〕

###### (2) 令和6年度に実施

時期	改修項目	工事概要等
R6年度	工事監理業務	・大ホール天井脱落防止対策工事 ・大ホール椅子改修工事 ・大ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事
	大ホール天井脱落防止対策工事 【命を守る（基準適合・安全確保）】 【活動継続】・【休止限定】 ・優先順位は天井から ・天井は非常に危険な状態 ・音響はよいと言われた施設なので、それを維持したい	山下設計による「実施設計」の仕様どおり ○新設 ・特定天井の構造化による現行基準への適合 ・天井形状の現状復旧による音響性能維持 ○更新（取替え） ・床：カーペット等の取替え ・機械設備：空調ダクト ・電気設備：天井灯、非常照明、誘導灯のLED化、自動火災報知機、休憩表示灯 ○長寿命化（既存再利用） ・壁：塗替え又はクリーニング ・舞台：クリーニング

緊防債（一部公道債）



	<p>排煙設備改修工事</p> <p>【命を守る】(基準適合・安全確保)</p> <p>【休止限定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法的に不適格なので最優先事項</li> </ul>	<p>山下設計による「実施設計」の仕様を変え、保守業者指摘事項を改善</p> <p>○長寿命化(既存再利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホワイエ排煙窓不具合の調整による現行基準への適合</li> </ul> <p>※修繕対応：大ホール系統排煙道風量測定点検口の設置による現行基準への適合</p> <p>緊防債(一部公適債)</p>
	<p>令和7年度改修に係る山下設計による「実施設計」積算額再積算業務<sup>*1</sup></p> <p>実施設計業務(※上記山下設計による「実施設計」対象外の箇所)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小ホール天井脱落防止対策工事</li> <li>小ホール椅子改修工事</li> <li>小ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事</li> <li>建築物外部及び屋根改修工事</li> <li>もみの木モール天井耐震化工事</li> </ul>
		緊防債(一部公適債)

### (3) 令和7年度に実施

時期	改修項目	工事概要等
R7年度	工事監理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>小ホール天井脱落防止対策工事</li> <li>小ホール椅子改修工事</li> <li>小ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事</li> <li>建築物外部及び屋根改修工事</li> <li>もみの木モール天井耐震化工事</li> </ul>
	小ホール天井脱落防止対策工事 【命を守る(安全確保)】 【活動継続】・【休止限定】	<p>山下設計による「実施設計」の仕様どおり</p> <p>○撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メッシュ天井</li> </ul> <p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明器具等受梁、下地鉄骨</li> </ul> <p>○更新(取替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床：仕上材の取替え</li> <li>機械設備：空調ダクト</li> <li>電気設備：天井灯、非常照明のLED化</li> </ul> <p>○長寿命化(既存再利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>壁：塗替え又はクリーニング</li> <li>舞台：クリーニング</li> </ul> <p>緊防債(一部公適債)</p>
	小ホール椅子改修工事 【命を守る(安全確保)】 【活動継続】・【休止限定】 ・パーツの破損や不安定な箇所はきちんと直した方がよい ・席数減らして座面幅広げるのも一つの案 ・千鳥にする必要性はないのでは ・モーターを取替えるだけでよい	<p>山下設計による「実施設計」の仕様どおり</p> <p>○更新(取替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駆動ユニット及び椅子ストッパーゴムやバネ等</li> </ul> <p>○長寿命化(既存再利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>座面クリーニング</li> </ul> <p>公適債</p>
	小ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事 【命を守る】(基準適合・安全確保) 【活動継続】・【休止限定】	<p>機構：本改修の中での改修はしない</p> <p>※ロープは定期更新(周辺設備を含める)</p>

	<p>照明：山下設計による「実施設計」の仕様から照明器具をはずす</p> <p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配線のデジタル化（LED化）</li> </ul> <p>※LED照明器具は別途計画的に備品購入。当面は保有アナログ照明器具と併用</p> <p>○更新（取替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・C型コンセント化により現行基準適合</li> <li>・調光装置</li> </ul> <p>音響：山下設計による「実施設計」の仕様どおりとするが、音響機器については購入又はリースを検討</p> <p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配線のデジタル化</li> </ul> <p>○更新（取替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音響機器</li> </ul>	公適債																
建築物外部及び屋根改修工事 【命を守る（安全確保）】 【休止限定】 ・天井がよくても建物が崩れたら元も子もない ・雨漏りから総合的に他のことに波及したら大変なこと ・工事の騒音、振動はホールに響く ・外壁工事はホールを使用していないときに行なった方がよい	<p>山下設計による「実施設計」対象外であるが、利用者の安全から改修</p> <p>○長寿命化（既存再利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁及び床タイルの浮きやひび割れ等修繕</li> <li>・壁及び床目地のシーリング充填替え</li> <li>・屋根破損箇所修繕</li> <li>・屋根不具合部の形状変更等の修繕</li> <li>・屋根再塗装</li> </ul> <p>※雨漏り対策工事を含む</p>	緊防債（一部公適債）																
もみの木モール天井耐震化工事 【命を守る】（基準適合・安全確保） 【休止限定】	<p>山下設計による「実施設計」対象外であるが、利用者の安全から改修</p> <p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吊天井の改修による現行基準への適合（目視のための点検口不備の状態）</li> </ul> <p>※工法については設計時に検討</p>	緊防債（一部公適債）																
もみの木モールトイレ改修工事 【命を守る（安全確保）】 【休止限定】 ・優先から考えると当面必要ない ・利用者がすごく気にしている部分であり、改修したと一番わかりやすい部分 ・和式を不便に感じる人もおり、何より和式を使う人をほとんど見ない ・使えるのなら使い続け、故障したら更新するのも一つの案	<p>山下設計による「実施設計」の仕様から天井をはずす</p> <p>○更新（取替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便器（和式便器の洋式化）と洗面器の更新</li> </ul> <p>※便器数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">もみの木：</td> <td style="text-align: center;">各階 男 大 2</td> <td style="text-align: center;">小 5</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">各階 女</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1階 多目的</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> </table> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: center;">12 器 + 1 器</td> <td style="text-align: center;">10 器</td> <td style="text-align: center;">10 器</td> </tr> </table>	もみの木：	各階 男 大 2	小 5	2		各階 女	4	3		1階 多目的	1		計	12 器 + 1 器	10 器	10 器	緊防債（一部公適債）
もみの木：	各階 男 大 2	小 5	2															
	各階 女	4	3															
	1階 多目的	1																
計	12 器 + 1 器	10 器	10 器															

	<p>排煙設備改修工事 【命を守る】(基準適合・安全確保) 【休止限定】 ・法的に不適格なので最優先事項</p>	<p>山下設計による「実施設計」の仕様を変え、保守業者指摘事項を改善 ○長寿命化(既存再利用) ・もみの木モール排煙窓不具合の調整による現行基準への適合 ※修繕対応：小ホール系統排煙道風量測定点検口の設置による現行基準への適合 緊防債（一部公適債）</p>
	<p>防火シャッター耐震化工事 【命を守る】(基準適合・安全確保) 【活動継続】・【休止限定】</p>	<p>山下設計による「実施設計」の仕様を変え、保守業者指摘事項を改善 ○長寿命化(既存再利用) ※修繕対応：災害時危害防止装置の設置による現行基準への適合 ※修繕対応：消火器、消火栓ホース、自動火災報知機のバッテリー等の計画的な更新（誘導灯のLED化を含む） 緊防債（一部公適債）</p>
	<p>エレベーター耐震化工事 【命を守る】(基準適合・安全確保) 【活動継続】・【休止限定】</p>	<p>山下設計による「実施設計」対象外であるが、利用者の安全から改修 ○長寿命化(既存再利用) ※修繕対応：戸開走行保護装置の設置及び耐震化による現行基準への適合 緊防債（一部公適債）</p>

上記の改修については、「緊急防災減災事業債」（充当率 100%／交付税措置率 70%／町負担 30%）や「公共施設等適正管理推進事業債」（充当率 90%／交付税措置率 30-50%／町負担 55-73%）などの有利な起債を活用することで、町の他の施策への影響と町財政への負担をできる限り抑え、実施していく。

2. 「下諏訪町地球温暖化防止実行計画」に基づく施策と合わせて改修を計画する項目（実施時期は未定）

時期	改修項目	工事概要等
第2期 (前年度)	改修に係る山下設計による「実施設計」積算額再積算業務 <sup>*1</sup>  実施設計業務（※上記「実施設計」対象外の箇所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調設備改修工事</li> <li>換気設備改修工事</li> <li>非常用発電設備改修工事</li> <li>建築物内部及び一般照明改修工事</li> </ul>
(当年度)	工事監理業務	○新設
	空調設備改修工事	<p>○新設</p> <p>環境省の脱炭素化補助事業の活用を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光等の再生可能エネルギー発電設備の導入</li> <li>発電した電力の蓄電及び供給機器（非常時の電気供給を含む）</li> <li>発電した電気を利用する高効率な空調設備、換気設備、照明等</li> </ul>
	換気設備改修工事	○新設
	自動制御装置改修工事	○新設
	建築物内部及び一般照明改修工事 ・LED化は今時のもの ・一気に変えてしまうと一気にダメになる	<p>○新設</p> <p>※修繕対応：防火戸不具合の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更新（取替え）</li> <li>連続運転時間の仕様を24時間に拡大</li> <li>燃料小出し槽（980リットル／別置）</li> </ul>
	非常用発電設備改修工事	○更新（取替え）

上記の改修については、温室効果ガス抑制（脱炭素化）のための国の補助制度（補助率1/2）などを活用した上で計画し、町財政への負担をできる限り抑える中で実施する。

3. 既存設備等を計画的に修繕していくことで長寿命化を図る項目

時期	改修項目	工事概要等
修繕 対応	受変電設備改修工事	<p>○長寿命化（既存再利用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高圧負荷開閉器、断路器、真空遮断器、動力用等変圧器などの取替え等、保守点検指摘事項の計画的な改善</li> </ul>
	監視カメラ設備改修工事	<p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視カメラの増設（配線を含む）</li> </ul> <p>○更新（取替え）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視カメラ及びモニター</li> </ul>
	電気時計設備改修工事	○廃止
	大小ホール舞台設備〔機構、照明、音響〕改修工事	<p>機構：マニラロープ等の計画的取替え</p> <p>照明：LED照明器具を計画的に備品購入</p> <p>音響：リースの場合は5年ごと契約締結</p>
	噴水設備改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度修繕にむけ予定計上</li> </ul>

上記の改修については、町財政への負担をできる限り抑える中で実施を検討する。

## 付帯事項

本「改修計画」による改修は、守ること、使うことに対し必要最小限としながらも、生まれ変わったホールで快適に鑑賞いただける改修として計画しましたが、多額の改修費用を要することが見込まれることから、有利な起債や補助金を活用することで、町の他の施策への影響と町財政への負担をできる限り抑えることで実施すること。

## 1. 検討の進め方

### (1) 改修箇所と優先付け

改修を計画化する箇所については、令和3年度に町が実施した「実施設計」(受託者：株式会社山下設計)における改修予定箇所だけでなく、「実施設計」では対象外とされた箇所も、定期保守点検において更新等の対策が必要とされていることから対象に加え、1箇所ずつ町から説明を受けた後に意見を述べ、段階的にグループ化していく進め方で検討を行いました。

グループ化に当たっては、各委員の意見を踏まえ、まず表1の区分に振分け、次に表2のとおり優先付けの観点ごとにさらに振分けるとともに、優先付けを行いました。

表1 【区分分け】

区分	区分分けの視点
安全性	耐震、防災の対策（特定天井の改善）・防犯の対策・避難所機能の向上
機能性	ユニバーサルデザイン・情報化・音響性能
社会性	法令適合（既存不適格の改善）・景観（樹木）
環境性	環境負荷低減・省エネルギー・周辺環境保全・職場環境
その他	

表2 【改修箇所の優先付けの観点と優先度別改修箇所】

区分 【優先付け の観点】	優先度	「実施設計」改修予定箇所	「実施設計」対象外の箇所
安全性 社会性 【利用者 等の命を 守る観点】	最優先	<p>★ 既存不適格状態の解消</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・大ホール天井脱落防止対策（特定天井／機械設備、電気設備を含む）</li><li>・大ホール客席椅子（避難路確保）</li><li>・大ホール舞台照明設備（コンセントプラグ）</li><li>・排煙設備（解放不具合／消防設備を含む）</li></ul>	<p>★ 現行基準違反の解消</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・もみの木モール天井耐震化（点検口未設置）</li></ul> <p>★ 既存不適格状態の解消</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防火シャッター（安全装置未設置）</li><li>・エレベーター（耐震設備未設置）</li></ul>
	1	<p>★ 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・小ホール天井脱落防止対策（メッシュ天井脱落防止／機械設備、電気設備を含む）</li><li>・小ホール客席椅子（耐用年数超過）</li><li>・小ホール舞台照明設備（コンセントプラグ）</li></ul>	<p>★ 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建築物の外部、屋上及び屋根、内部（外壁タイル脱落防止／「雨漏り改修」を含む）</li></ul>
	2	<p>★ 安全性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・受変電設備（耐用年数超過）</li></ul> <p>★ 避難所機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非常用発電設備（耐用年数超過／建築（発電機室まわり）を含む）</li></ul>	

	3	<p>★ 安全性の確保 ・監視カメラ設備</p>	
機能性 環境性 【利用者 の活動の 維持継続 を図る観 点】	最優先	<p>★ 避難所機能の向上 ・トイレ（機械設備（給排水を含む）、電気設備を含む）</p>	
	1	<p>★ 避難所機能の向上 ・雨漏り対策（「建築物の外部、屋上及び屋根、内部」に含める） ・空調設備（自動制御装置及び建築、電気設備含む） ・換気設備 ★ 活動機会の維持継続 ・舞台照明設備 ・舞台音響設備</p>	<p>★ 避難所機能の向上 ・太陽光パネル ★ 活動機会の維持継続 ・舞台機構設備</p>
	2		<p>★ 景観の維持向上 ・噴水 ・敷地芝生、植木</p>
	3	<p>★ 利便性の向上 ・電気時計設備 ・弱電設備 ・一般照明器具（LED化）</p>	

## (2) 改修箇所の時期別振分け

表2で振分けた項目を、表3の方針に沿い、優先度の高い順にグループ化し、最後に改修の要否を検討して取りまとめました。

表3【時期別振分けに当たっての方針】

- ・ 現行法令上の基準への適合
- ・ 利用者の安全性の確保（避難所機能の向上を含む）
- ・ 利用者の活動の維持継続（利用可能箇所の確保）
- ・ 本計画においては同一箇所に2度手を入れない（利用休止期間を限定的にする）

## 2. 委員の意見

委員から出された主な意見は以下のとおりです。

なお、他の意見については、公表されている会議録をご参照ください。

優先順番：社会性ー・過去の自然災害による人的、物的被災をきっかけとして、人命保護に必要な法令上の基準変更がなされてきた経過を考えれば、法律的に問題のある箇所の改善が1番目である  
 • 人の命を守るために、現行法に則る必要がある箇所は当然やるべき  
 • 法基準に適合させなければ何かあった時に責任が及ぶ  
 • 法的に問題のあるところはよいも悪いもなくやるべき  
 • 法に合致していない箇所が最優先である

安全性ー・2番目としては、安全性（安全対策）の確保  
 • 安全面で危ない箇所を順にやっていくのがよい  
 • 人間の命に危険がある、あるいは危害が加わる箇所への安全対策が優先  
 • 事故が起きてからでは遅い  
 • 人の命に関わる箇所、関連するところを含め、そこは第一にやってほしい  
 • 命を守るための改修は最低限やらなければならない

- ・安全を担保していただきたい
- ・特に避難施設になっていることを考えれば、安全対策の優先順位は上位となる
- ・「防災減災まちづくり」のためにも、安全対策のための改修は最優先

保守一・3番目は、維持保全するための保守となるであろう

機能性一・4番目は、利用者に対しての課題改善となる

- ・効率がよくなる新しい機器を入れることも必要
- ・どこまで利便性を優先するかは少し問題になってくると思う
- ・改修が必要な箇所は天井裏など利用者からは直接見えないところであることから、多くの人にとってどこが変わったのかと思うことがあるかもしれない
- ・明確に変わったと思える部分、実際に利用者が見える部分の改修も必要ではないか
- ・視覚的に、あるいは使ったときに、変わったと思える部分の改修も必要ではないか
- ・住民の安全と満足感とが得られるかという視点があってもよい
- ・安全対策と利便性を求めたというところをアピールできる部分も必要
- ・ホールが使えなくなった場合、別の舞台を用意してあげることも必要ではないか
- ・ホールを使えないハンデを感じることのない措置はしてほしい

改修時期一・あえてなくてもよいものは後回しにすることが必要

- ・利用を休止してまで、また日数をかけて改修することに対し、天井の改修だけでよいのかと思う
- ・その時にしかできないこと、その機会を逃したらできないこともあると思う
- ・安全性以外のことは我慢することも必要
- ・あればよいが、なくてもよい部分は、もう一度精査する必要がある
- ・ホールを止めるのが長くなり、工事終了後またホールを止めて工事をするとなれば、住民は納得しない
- ・施設を稼働しながら直せるところはあるのか
- ・できればまとめてやって、その先しばらく工事がないようにしてほしい

財政配慮一・町の財政状況は厳しく、計画的な改修が必要だと考える

- ・利便性に対する改修は後回しにするとしても、また後でやる必要が生じる。当面の金額を下げるのであるならばやめればよいが、今後有利な起債がないということになれば、ここでやった方がよいと思う
- ・クラウドファンディングの活用も一つの案
- ・お金をかけても80年（個別施設計画上の目標供用年数）維持していく建物にするのであれば、それは大きな意味を持つ
- ・通常予算の中で対応できる修繕は別に行っていく

検討会議に対して一・実際に工事費用が見積もられたときに、検討する会議は勝手に何かを言っている会議だったという言われ方をするのは不服であることから、改修費用のことも当然意識しての検討であったことも合わせて説明していくほしい

- ・責任を負っているのを感じる
- ・問題があるとの説明を受け、改修が必要かを問われれば、実施した方がよいとなる

公文協支援一誰のためのホールなのかということを見失ってはいけない

### 第3 最後に

下諏訪総合文化センターは、運営的にも、施設的にも、大きな課題を数多く抱えていたことから、「運営方針」及び「改修計画」の取りまとめを通じて課題が解消できるよう、また「本当によいものになったね。」と言われる施設となるよう、各委員がそれぞれの立場からわが事として考え、計13回にわたり検討を重ねてきました。

特に改修箇所の精査に当たっては、「運営方針」に基づいた運営を行なっていくのに必要な施設を、利用者にとって安全に、運営者にとって安心して、今後50年維持し続けられる施設とするために、改修すべきとする箇所の優先付け及び選別の検討が当会議の任務でありましたが、専門性の高い内容もあり、判断し難いところもありました。何よりも工事費用に直結することから、回を重ねるごとに増す責任の重さと闘いながらの検討となりました。

全ての町民にとって必ずしも満足のいく検討結果とはならなかったかもしれません、この検討結果をきっかけとして、将来に向けて長い目で計画的に運営していくことで、「よくぞ下諏訪町に公演に来てくれましたね。」と言っていただける施設になっていることを願っています。

最後に、下諏訪町には、「改修計画」に沿い算出された工事費について適切な判断と町民への丁寧な説明をしていただくようお願いします。検討経過や削除した項目、活用を予定する起債等による実質的な負担など、内容をよく知らない町民にとっては、最初に表示される総工費に目がいってしまうことでしょう。町民の理解がなければ「運営方針」による運営は成り立ちません。下諏訪総合文化センターを活性化させる大きな力となっていたただけるよう、理解をしっかりと得られる説明を町民にしていただきたいと思います。また多くの方が注目する中で重圧とともに検討を行ってきた委員へのご配慮を併せてお願ひいたします。

○ 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議について

1. 本会議の目的

地域住民の文化芸術の振興と福祉の増進を図る拠点施設である下諏訪総合文化センターは、開館から33年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。またホール天井は現行法令に適合しない「既存不適格」であることや、指定避難所として近年頻発している大規模災害に備える機能の向上など、多くの課題がある。

総合文化センターのあり方を見直すに当たり、施設に対してお持ちの、団体活動や一町民として日頃から感じていること、これから想いなどのご意見をいただくことを通じて、

- ・どのような運営が必要なのか（運営方針＝理想と達成のための方策）
- ・どのような施設整備が必要なのか（改修計画）

を協議し、具体策をとりまとめる。

2. 委員構成

委員名簿		
No.	氏 名	備 考
1	武 井 周 一	音楽関係者代表 諏訪交響楽団副理事長
2	濱 三 枝	社会教育団体代表 ひつぶほっぱあ↑代表
3	坂 本 真 一	学校関係者代表 下諏訪北小学校校長
4	西 村 厚 志	ホール・設備関係者代表 アルファ設計株式会社代表取締役社長
5	高 木 萬 知 江	一般町民
6	増 澤 研 一	一般町民
7	吉 田 泰 仁	一般町民
8	野 村 光 夫	一般町民
9	川 村 優 子	一般町民
10	萩 原 透	アドバイザー 長野県公立文化施設協議会

3. 本会議設置の背景

- 平成24年度の町実施計画に、保守点検業者の指摘事項の改善を目的とした改修を掲載
- 平成25年に一部改正された「建築基準法施行令」第39条において、「(天井を含む)内装材は、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によって脱落しないようにしなければならない。」（第1項）、また「特定天井\*の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。」（第3項）とされた。

\*「特定天井」：脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井で、対象は、6m超の高さにある、面積200m<sup>2</sup>超、質量2kg/m<sup>2</sup>超の吊り天井で、人が日常利用場所に設置されているもの。

- 平成 28 年 4 月に策定した「第 2 次行財政経営プラン」において、総合文化センターの改修を平成 32 年度・33 年度に実施する計画をたてる。
- 平成 28 年に発生した熊本地震で、多くの吊り天井を有する施設において天井脱落が起きたことを受け、国土交通省は、「既存建築物に設置されている特定天井で既存不適格となっているものについて、増改築等を行う場合には、特定天井の改修を行い、(建築基準法施行) 令第 39 条第 3 項の規定に適合させなければならない。」、また特に応急対策活動の拠点や避難所となりうる施設や固定した客席を有する劇場等については、「対策の促進を図る必要がある」との技術的助言を通知。
- 令和 3 年 3 月策定の「町公共施設等総合管理計画 社会教育系施設個別施設計画」、同年 4 月策定の「第 2 次行財政経営プラン 後期改訂版」において、総合文化センターの改修を令和 4 年度・5 年度に実施する計画をたてる。
- 上記計画に基づき、計画年度の改修工事着手に向け、令和 2 年度に「基本設計（下諏訪総合文化センターホール天井脱落防止対策等改修工事に係る事前調査・基本設計業務）」を実施。令和 3 年度には、基本設計を基に改修箇所の設計及び費用の見積りのため、「下諏訪総合文化センター改修に伴う実施設計業務」を実施。13 億 570 万円の経費が報告される。
- 災害復旧に係る事業や、その他予定されている大型事業による財政面での危惧があること、昨今の資材等の供給不足、また人手不足など不安定な要素が多いこと、何よりも施設のあり方自体の考え方の精査が不十分であることから、本会議の場を設置し、あり方を協議することとし、検討に伴い、改修着工を 1 年先送りすることとした。

#### 4. 会議日程と検討内容

##### 第 1 回 令和 4 年 4 月 28 日（木）

- (1) 下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議の目的と役割とスケジュール
- (2) 下諏訪総合文化センター施設の現況と活動状況について
- (3) 下諏訪総合文化センターの「を目指す姿」について

##### 第 2 回 令和 4 年 5 月 20 日（金）

- (1) 「を目指す姿（状態）《理念》」の検討 →全会一致で総合文化センターの存続を確認
- (2) 下諏訪総合文化センターの「具体的な目標《方策》」について

※会議終了後、大ホール天井裏の見学を実施

##### 第 3 回 令和 4 年 6 月 22 日（水）

木曽文化公園文化ホール視察

##### 第 4 回 令和 4 年 7 月 15 日（金）

- (1) 木曽文化公園文化ホール視察（6/22 実施）の感想
- (2) 下諏訪総合文化センターの「具体的な目標《方策》」の検討

##### 第 5 回 令和 4 年 7 月 29 日（金）

- (1) 下諏訪総合文化センターの「運営方針」の検討

##### 第 6 回 令和 4 年 9 月 1 日（木）

- (1) 「運営方針（案）」のとりまとめについて →全会一致で「運営方針」（成案）を取りまとめる
- (2) これまでの改修計画について

##### 第 7 回 令和 4 年 9 月 14 日（水）

- (研修) 特定天井への対策と具体的な改修について（研修）

講師：(公)全国公立文化施設協会コーディネーター（日本耐震天井施工組合技術委員長）

塩入徹氏

- (1) 改修の方向性について

第8回 令和4年10月5日（水）

（1）「具体的な改修の箇所と内容」の優先付について

第9回 令和4年10月21日（金）

（1）「具体的な改修の箇所と内容」について

第10回 令和4年11月17日（木）

（1）「具体的な改修の箇所と内容」について

第11回 令和4年11月30日（水）

（1）「具体的な改修の箇所と内容」について

第12回 令和4年12月16日（金）

（1）「改修計画（案）」のとりまとめについて →全会一致で「改修計画」（成案）を取りまとめる

（2）「報告書（案）」について

第13回 令和4年12月26日（月）

（1）「報告書（案）」のとりまとめについて →全会一致で「報告書」（成案）を取りまとめる